

---

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	ステップ1のECL(IFRS基準)とCECL(米国会計基準)のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択及びその前段階の整理(ステップ0)における検討項目と進め方

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の減損に関する会計基準の開発におけるステップ1(ECL(IFRS基準)とCECL(米国会計基準)のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択)及びその前段階の整理(以下、当該前段階の整理を「ステップ0」という。)の検討の進め方に関する事務局案についてご意見を伺うことを目的としている。

## 事務局案の概要

### 背景

2. 第419回企業会計基準委員会(2019年10月25日開催)において、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について開発に着手することが了承され、第463回企業会計基準委員会(2021年8月11日開催)において、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討の進め方(以下「検討の進め方」という。)について6つのステップに分けて基準開発(公開草案の公表まで)を行う方向となった。
3. 当委員会では、第464回企業会計基準委員会(2021年8月30日開催)及び第168回金融商品専門委員会(2021年8月25日開催)以降、ステップ1の選択を行う上での前段階の整理(ステップ0)を行っている。
4. ここで、ステップ1の選択及びステップ0では、以下の理由により、基本的にはECLモデルとCECLモデルに関する定めのうち、相互に置換が不能と考えられるコアとなる根本的な特徴と相違に焦点を当て、財務諸表利用者及び作成者にとっての有用性や実務負担(費用対効果)等の観点から検討を行う。
  - 検討の進め方では、我が国における予想信用損失モデルに基づく具体的な会計基準の開発はステップ2以降で行い、そこで個々の詳細なガイダンスを便益と実務適用コストも踏まえて検討する方向としていること。
  - 仮にIFRS第9号のECLモデル(又はTopic 326等の米国基準におけるCECLモデル)を日本基準において導入する場合であっても、関連する定めをすべて取

り入れる訳ではなく、その基本的なアプローチを取り入れることを出発点としつつ、比較可能性を損なわない程度で我が国の固有の事情を考慮して開発を行うとの方向性としているため、詳細な個別ガイダンス・レベルで見れば、IFRS第9号の定めと米国会計基準の定めは必ずしも二者択一とは限らず、ステップ2以降で別途検討が可能であること。

5. 一方で、ステップ1は、ステップ2以降の基準開発の方向性を定める点で重要なマイルストーンであるため、その判断を行う上で必要な情報を整理することが重要である。
6. ここで、予想信用損失に関する会計基準は、将来予測情報の織り込みを含め、見積りに関わる技術的側面が強いため、ステップ1の選択の目的上、どの程度、情報を整理する必要があるかに関してもさまざまな意見があることが考えられる。
7. これらの点を確認するため、次項以降において、ステップ1及びその前段階のステップ0における検討項目に関する事務局案をお示しし、合わせてこれまでの検討項目の位置付けを再確認している。

## 概要

8. ステップ1及びステップ0の検討項目に関する事務局案は以下のとおりである。
  - これまでの企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で既に取り扱った項目については水色塗りでハイライトしている。なお、本日時点において金融商品専門委員会においてのみ取り扱った項目は水色塗りでハイライトを枠囲いして区別している。
  - 各検討項目(案)の目的や内容については、第9項以降に記載しており、そこでは関連する検討を行った企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会を枠囲いでお示ししている。
  - 今後、企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会又は関係者から聞かれた質問や意見を踏まえ、適宜、検討項目については修正することを想定している。
  - 情報の入手のタイミングや、審議の中で聞かれた質問や意見への対応上、必ずしも項目番号の順番で取り扱われない可能性がある。

ステップ	検討項目 (案)
ステップ0 (ステップ1の前段階)	【項目1】金融資産の減損に関する会計基準の比較
	【項目2】ECLモデルとCECLモデルの基本的な考え方及びそれにより提供される情報の確認
	(項目2-1) ECLモデルとCECLモデルの基本的な考え方の確認
	(項目2-2) ECLモデルとCECLモデルの下で提供される予想信用損失に関する情報の確認
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 欧米金融機関による予想信用損失モデルの適用による影響の確認</li> <li>● コロナ禍におけるECL(IFRS基準)とCECL(米国会計基準)の適用による影響</li> <li>● 適用後レビュー(PIR)等の状況の確認</li> </ul>
	【項目3】我が国における信用リスク管理及び引当実務との整合性の検討～予想信用損失の認識及び測定に関するガイダンス詳細及び欧米金融機関における実務適用例(開示例)の確認
ステップ0 (ステップ1の前段階)	【項目3-1】ECLモデル(IFRS基準)における相対的アプローチ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ガイダンス～信用リスクの著しい増大の評価に関する定め</li> <li>● 開示例</li> </ul>
	【項目3-2】ECLモデルとCECLモデルにおける予想信用損失の測定
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予想信用損失の測定に関する定め及び開示例</li> </ul>	
【項目4】その他、IFRS第9号及びTopic 326の予想信用損失に関連するガイダンス(コアでない部分)の確認	
(項目4-1) 米国基準における債権者による不良債権のリストラクチャリング(Troubled Debt Restructuring: TDR)に関する定め	
(項目4-2) 信用減損金融資産に関する測定及び表示	
(項目4-3) 担保及び信用補完	
【項目5】IFRS任意適用企業にとっての利便性	
【項目6】関係者へのアウトリーチ及び聞かれた意見の分析	
ステップ1	【項目7】ステップ1(ECL(IFRS基準)とCECL(米国会計基準)のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択)に関する事務局による分析及び提案

### 【項目 1】金融資産の減損に関連する会計基準の比較

9. ステップ 1 の選択を行う上では、両モデルのコアとなる重要な特徴及び相違を識別することが必要となる。
10. そのため、第 464 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 30 日開催）及び第 168 回金融商品専門委員会（2021 年 8 月 25 日開催）において、日本基準における金融商品会計基準等、IFRS 基準における IFRS 第 9 号及び米国会計基準における Topic 326 「金融商品—信用損失」の金融資産の減損に関連する部分をハイレベルに比較し、以下を確認した。
- ECL モデルでは、当初認識以降の信用リスクの著しい増大（Significant Increase in Credit Risk; SICR）の評価に基づき、12 か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失を切り分ける相対的アプローチを採っていること。
  - CECL モデルによれば、金融資産の信用リスクの程度にかかわらず、常に全期間の予想信用損失が認識されること。

#### 金融資産の減損に関連する会計基準の比較

（第 464 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 30 日開催）及び第 168 回金融商品専門委員会（2021 年 8 月 25 日開催））

### 【項目 2】ECL モデルと CECL モデルの基本的な考え方及びそれにより提供される情報の確認

11. 本項目では、【項目 1】で識別した ECL モデルと CECL モデルのコアとなる特徴と相違を踏まえ、その背景にある基本的な考え方を整理することにより、双方の基準がどのような情報を提供しようとしているのかを整理することを目的としている。

#### （項目 2-1）（ECL モデルと CECL モデルの基本的な考え方）

12. 第 465 回企業会計基準委員会（2021 年 9 月 13 日開催）及び第 169 回金融商品専門委員会（2021 年 9 月 7 日開催）において、現在の日本基準における貸倒見積高の算定の定めが設けられた経緯及び基本的な考え方も踏まえ、ECL モデルと CECL モデルについて、そこに至った経緯を含む基本的な考え方、及びそれにより提供される予想信用損失（及び引当金）の認識パターン並びに当該情報の有用性に関する IASB と FASB の見解として以下を確認した。

IASB

- IASB は、予想信用損失の経済現象を忠実に表現するモデルは、信用リスクの変動による経済的損失(又は利得)を適切に表現することが可能であり、これは、利息収益と信用コストの対応関係を適切に図り、与信の収益性を忠実に表現することによって可能となると考えている。

この観点から、IASB は、当初の予想信用損失は契約上の利回りに織り込まれているため、当初認識時に予想信用損失 (Day1 損失) を計上することは、経済的に存在しない損失を認識することとなり、適切ではないとの考えを重視している。

FASB

- FASB は、引当水準の適切性をより重視している。

また、IFRS 第 9 号の SICR といった要件による 12 か月 ECL と全期間 ECL の切り分けに関しては、その要件が発生損失モデルにおけるトリガーと同様に、適時の損失認識を妨げる可能性があること、及び適用上のばらつきにより比較可能性や透明性が損なわれる可能性等を懸念している。

ECL モデル (IFRS 基準) と CECL モデル (米国会計基準) の基本的な考え方

(第 465 回企業会計基準委員会 (2021 年 9 月 13 日開催)、第 169 回金融商品専門委員会 (2021 年 9 月 7 日開催))

**(項目 2-2) (ECL モデルと CECL モデルの下で提供される予想信用損失に関する情報の確認)**

13. 本項目では、ECL モデルと CECL モデルの基本的な考え方及び両モデルにより提供される予想信用損失に関する情報の検討を行うことを目的としている。
14. そのため、第 465 回企業会計基準委員会 (2021 年 9 月 13 日開催) 及び第 169 回金融商品専門委員会 (2021 年 9 月 7 日開催) では、欧州における ECL モデル及び米国における CECL モデルの当初適用の状況並びに、従前の発生損失モデルからの移行による影響についてご説明した<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> (出所) ①EBA レポート ‘FIRST OBSERVATIONS ON THE IMPACT AND IMPLEMENTATION OF

ECL モデル（IFRS 基準）と CECL モデル（米国会計基準）の当初適用による影響  
 （第 465 回企業会計基準委員会（2021 年 9 月 13 日開催）、第 169 回金融商品専門委員会（2021 年 9 月 7 日開催））

#### 今後の検討案

15. これまで企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で聞かれた意見も踏まえ、信用リスクの変動及び不確実性が高い時期であった 2020 年のコロナ禍において、ECL モデル（IFRS 基準）と CECL モデル（米国会計基準）のそれぞれのモデルの下でどのような情報が提供されたかを確認し、モデルの違いによる影響を検討すること及び適用後レビュー(PIR)等の状況を確認することが考えられる。

### 【項目 3】我が国における信用リスク管理及び引当実務との整合性の検討

16. 本項目では、【項目 2】における、財務諸表利用者にとどのような情報が提供されるかの観点に加え、将来的に、日本基準において予想信用損失モデルを適用する上で、主に財務諸表作成者の観点から、我が国における信用リスク管理及び引当実務との整合性並びに実務負荷やコストについて検討することを目的としている。

#### （項目 3-1）（ECL モデル（IFRS 基準）における相対的アプローチ）

17. 第 10 項の【項目 1】において、両モデルのコアとなる重要な特徴及び相違として、ECL モデルでは、当初認識以降の信用リスクの著しい増大の評価に基づき、12 か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失を切り分ける相対的アプローチを採っている点が識別されている。

また、第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）において、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の開発に着手することが了承された際にも、我が国の信用リスク管理及び引当実務における債務者単位の管理手法との適合が特に検討すべき事項に挙げられている。したがって、この点はステップ 1 において、ECL モデルと CECL モデルのどちらを基礎にするかの選択において重要な検討事項になると考えられる。

---

IFRS 9 BY EU INSTITUTIONS (20 December 2018)」、②Moody's Analytics 'CECL Adoption and Q1 Results Amid Covid-19 (August 2020)' by Sam Rosenblum, Phillip Lai、③FRB 'Supervision and Regulation Report (November 2020) - Box 1, Figure A. Portfolio comparison ACL coverage ratio, 12/31/2019-6/30/2020'

18. そのため、本項目は、まず IFRS 第 9 号の SICR に関する定め<sup>2</sup>の整理を行い、合わせて実務でどのように適用されているかについてのイメージを共有し、我が国における信用リスク管理及び引当実務との整合性の検討に資することを目的としている。
19. なお、第 466 回企業会計基準委員会（2021 年 9 月 24 日開催）及び第 170 回金融商品専門委員（2021 年 9 月 23 日開催）において、SICR に関する定めについてご説明している。

ECL モデル（IFRS 基準）における信用リスクの著しい増大の評価に関する定め  
（第 466 回企業会計基準委員会（2021 年 9 月 24 日開催）、第 170 回金融商品専門委員（2021 年 9 月 22 日開催））

#### 今後の検討案

20. 次回以降の企業会計基準委員会において SICR に関する欧州金融機関による開示例を検討することを予定している（第 175 回金融商品専門委員会（2022 年 1 月 21 日）にて取り扱っている。）。

#### （項目 3-2）（ECL モデルと CECL モデルにおける予想信用損失の測定）

21. 第 10 項の【項目 1】において、両モデルのコアとなる重要な特徴及び相違として、CECL モデルによれば、金融資産の信用リスクの程度にかかわらず、常に全期間の予想信用損失が認識されるという点が識別されている。
22. なお、予信用損失の見積りに関して、以下の取扱いについて両基準で共通点、相違点があり、それにより我が国の引当実務との整合性や実務負担が異なる可能性がある。  
そのため、両基準における関連するガイダンスを整理し、合わせて実務適用のイメージを共有することを目的としている<sup>3</sup>。

---

<sup>2</sup> ただし、欧州金融機関と日本の金融機関ではビジネスや保有する金融商品、さらに関連する経済状況等も異なることも考えられることから、開示例における実務適用例はあくまで参考との位置付けである。

<sup>3</sup> 脚注 2 と同様、あくまで参考との位置付けである。

今後の検討案

23. 次回以降の企業会計基準委員会において、IFRS 第9号と Topic 326 における予想信用損失の測定に関する以下の定めを確認し、合わせて欧米金融機関による開示例を検討することを予定している(第175回金融商品専門委員会(2022年1月21日)にて取り扱っている。)

- 見積手法
- 将来予測的な情報の織り込み
- 偏りのない確率加重金額～見積りに用いる経済シナリオ
- 貨幣の時間価値
- 合理的で裏付け可能な将来予測を超える期間
- 発生可能性の低いリスク

**【項目4】 その他、IFRS 第9号及び Topic 326 の予想信用損失に関連するガイダンス（コアでない部分）の検討**

24. 第2項から第7項に記載したとおり、ステップ0の【項目1】から【項目3】では、両モデルのコアとなる特徴及び相違を中心に検討を行うことを基本としているが、本項目では、ステップ1での選択を行うにあたって必要な情報が十分に整理されていることを確認するため、両モデルのコアでない部分の金融資産の減損に関連するガイダンスを確認することを目的としている。

今後の検討案

25. これまで企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で聞かれた質問も踏まえ、以下について検討することを予定している。

- (項目4-1) 米国基準における債権者による不良債権のリストラクチャリング (Troubled Debt Restructuring: TDR)に関する定め
- (項目4-2) 信用減損金融資産に関する測定及び表示
- (項目4-3) 担保及び信用補完



**【項目 5】 IFRS 任意適用企業にとっての利便性**

26. 本項目では、前項までの【項目 2】から【項目 4】の検討に加え、IFRS 任意適用企業にとっての利便性について検討することを想定している。

**【項目 6】 利害関係者へのアウトリーチ及び聞かれた意見の分析**

27. 本項目では、当委員会での審議及び検討において聞かれた意見に加えて、必要に応じて我が国の利害関係者へのアウトリーチを行い、そこで聞かれた意見を分析し、ステップ 1 での判断に資することを目的としている。

**【項目 7】 事務局による提案**

28. 本項目では、【項目 1】から【項目 6】までの検討を踏まえ、ステップ 1 (ECL (IFRS 基準) と CECL (米国会計基準) のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択) に関する事務局による提案を行うことを目的としている。

**ディスカッション・ポイント**

上記のステップ 1 (ECL (IFRS 基準) と CECL (米国会計基準) のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択) 及びその前段階 (ステップ 0) における検討項目に関する事務局案についてご質問及びご意見があれば伺いたい。

以 上